

議第76号

高島市火葬場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

高島市長 福井正明

高島市火葬場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高島市火葬場の設置等に関する条例（平成17年高島市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「当該申請者」の次に「または死亡者」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種別		金額	
		市内の場合	その他の場合
火葬炉	死亡時の年齢が13歳以上の者（1体）	20,000円	60,000円
	死亡時の年齢が13歳未満の者（1体）	15,000円	45,000円
	死産児（1胎）	3,000円	15,000円
汚物炉	分娩に係る汚物等（1件）	3,000円	15,000円
霊安室使用（1体） 24時間につき		5,000円	20,000円

備考 1 この表において「市内の場合」とは、申請者または死亡者の死亡時の住所が市内にある場合をいい、「その他の場合」とは、これ以外の場合をいう。

2 この表において「分娩に係る汚物等」とは、胎盤、身体の一部等をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。